

平成24年度第6回天塩町農業委員会総会議事録

| | | | |
|--|---------------|-------------------------|-----|
| 招集年月日 | 平成24年9月26日(水) | | |
| 招集場所 | 天塩町役場 3階委員会室 | | |
| 開閉日時 及び宣告 | 開 会 | 平成24年9月26日(水) 午前10時00分 | |
| | 議 長 | 会長 中 嶋 康 治 | |
| | 閉 会 | 平成24年9月26日(水) 午前11時00分 | |
| | 議 長 | 会長 中 嶋 康 治 | |
| 応召招集委員 及び出席委員 並びに欠席委員 出席 10名 欠席 1名 (凡例) ○ 出席 ● 欠席 | 議席番号 | 氏 名 | 出欠別 |
| | 1 | 満 保 豊 | ○ |
| | 2 | 黒 川 益 毅 | ○ |
| | 3 | 佐 藤 博 幸 | ● |
| | 4 | 奥 山 稔 | ○ |
| | 5 | 鎌 田 英 樹 | ○ |
| | 6 | 川 端 英 嗣 | ○ |
| | 7 | 山 本 俊 榮 | ○ |
| | 8 | 杉 本 元 | ○ |
| | 9 | 吉 田 謙 司 | ○ |
| | 10 | 宍 戸 栄 一 | ○ |
| | 11 | 中 嶋 康 治 | ○ |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 議事録署名委員 | 議席番号 | 10番 宍 戸 栄 一 1番 満 保 豊 | |
| 職務のため議場に出席した者の職氏名 | 事務局長 | 相 原 篤 生 | |
| | 農林水産課補佐 | 守 山 義 昭 | |
| | 総務係長 | 菅 雅 彦 | |

平成24年度第6回天塩町農業委員会総会

議長 ただいまの出席委員は、10名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年度第6回天塩町農業委員会総会を開催します。

議長 これから本日の会議を開きます。

はじめに、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により議長において

10番 穴戸 栄一 君

1番 満保 豊 君

を指名します。

次に、会期決定の件を議題といたします。

本総会の会期は、本日一日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

従って、本総会の会期は本日一日間と決定しました。

議長 次に議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

この案件につきましては、 の案件がありますので、農業委員会法第24条第1項の議事参与の制限に基づき、関係委員の退席を求めます。

それでは、委員の利害に関する案件について事務局より内容の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。別記第4号様式意見書の書式に基づいてご説明申し上げます。2ページをご覧ください。

当該案件は申請者、 、申請地番は 、転用面積は m^2 となっております。転用目的は、バンカーサイロの建設及び粗飼料運搬の作業用通路の布設で、永久転用となっております。農地区分ですが、農振農用地区域内農地であります。建造物が農業用施設であり、天塩町農業振興地域整備計画の土地利用計画の変更も済んでいることから、転用については、やむを得ないものと考えるところです。資力については、

に対応することとなっておりますが、決定通知がありますので、問題ないと考えております。その他の区分については、ご覧のとおりとなっております。

総合意見としては、許可相当としているところ です。

以上よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長 これより本件に対する質疑を行います。

全員 ありません。

議長 質問なしと認めます。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

よって本件は原案のとおり決定されました。退席となっている関係委員は席にお戻りください。

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より内容の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました議案第2号「農地法第5条による許可申請について」ご説明申し上げます。1件目の案件よりご説明申し上げます。

別記4号様式意見書の書式に基づいてご説明申し上げます。12ページをご覧ください。

貸主は となっております。借主については、 となっております。土地については、字 となっております、転用面積については、 m^2 となっております。転用目的は砂利採取で、工期は より となっております。

一時転用であり採取後は農地に復元することとなっております。

農地区分ですが、農振農用地区域内農地であります、3年以内の一時転用であり、復元後は農地として活用するので問題ないと考えております。

資力については、残高証明書の添付があるので問題ないと考えます。

その他の区分については、ご覧のとおりとなっております。

総合意見としては、許可相当としております。

続きまして2件目の案件についてご説明申し上げます。

別記4号様式意見書の書式に基づいてご説明申し上げます。27ページをご覧ください。

貸主は となっております。借主については、 となっております。土地については、字 となっております、転用面積については、 m^2 となっております。転用目的は砂利採取で、工期は、 より となっております。

一時転用であり採取後は農地に復元することとなっております。

農地区分ですが、農振農用地区域内農地であります、3年以内の一時転用であり、復元後は農地として活用するので問題ないと考えております。

資力については、残高証明書の添付があるので問題ないと考えます。

その他の区分については、ご覧のとおりとなっております。

総合意見としては、許可相当としております。

以上よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長 これより本件に対する質疑を行います。

全員 ありません。

議長 質問なしと認めます。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり決定されました。

以上で本総会に付された案件は全て終了しました。

お諮りします。これにて、本日の会議を閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

以上をもちまして閉会といたします。

平成24年9月26日

署名委員

(10 番) 宍 戸 栄 一 ⑩

(1 番) 満 保 豊 ⑩